

令和8年度 工事検査における重点事項

契約検査課

① 各種法令遵守の徹底について

- ・建設業法を遵守し、施工体制台帳の一部として作業員名簿が作成され、下請業者も含めた全ての作業員が社会保険等に加入しているか。また、週休2日の対象工事については、現場閉所率の達成に向けた工程管理を行っているか。
- ・廃棄物処理法を遵守し、産業廃棄物の運搬について、元請が収集運搬を委託する場合は、収集運搬契約を締結し、収集運搬許可証に記載のある登録車両にて、処分場に運搬しているか。また、道路交通法を遵守し、産業廃棄物及び土砂等を過積載で運搬していないか。
- ・品格法を遵守し、受注者が法定外の労災保険への付保状況を、工事請負契約約款に従い現場着手前までに発注者に提示しているか。

② 安全管理について

- ・工事特性を把握し、施工計画書に高所及び掘削等での重機作業に対する安全対策、安全教育及び安全訓練等の具体的な計画が記載され、実施状況が写真や資料等で確認できるか。
- ・仮設土留工の実施について、設計に合わせた施工がされているか。
- ・熱中症対策について事業者が義務付けられた、「報告等の体制整備」、「緊急時対応等の手順作成」、「関係者への周知」が施工計画書に具体的に記載され、安全教育、安全訓練及び現場掲示等で従事する者全員に周知できているか。

③ 品質及び出来形管理について

- ・現場と出来形の整合及び不可視部の写真管理を適切に行っているか。

④ 書類の簡素化について

- ・発注者・受注者相互の業務の効率化及び労働条件改善のため、豊川市工事書類簡素化要領及び工事書類一覧表に沿って書類の簡素化に取り組んでいるか。

(問い合わせ先：豊川市総務部契約検査課検査係 0533-89-2178)